

鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 31 号）第 10 条の 10 第 1 項の規定により、平成 19 年度第 2 回鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成 20 年 2 月 4 日（月） 午後 2 時から午後 5 時まで	鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 33 会議室	広告物の施工に関する事項
同年 2 月 5 日（火） 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで		広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項

## 2 受講申込手続

### (1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部・中部・西部総合事務所の生活環境局建築住宅課、八頭・日野総合事務所の県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3577>）において配布する。

### (2) 受講申込書の受付期間

平成 19 年 12 月 28 日（金）まで及び平成 20 年 1 月 4 日（金）から同月 25 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 20 年 1 月 25 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものだけに限り受け付ける。

### (3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵便又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり係（鳥取県庁本庁舎 7 階）

イ 鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家 100 鳥取県八頭総合事務所県土整備局維持管理課

エ 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市柁町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨 140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

## 3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は 4,400 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、証紙による方法以外の方法によることができるので、5 の問合せ先に確認すること。

## 4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和 37 年鳥取県規則第 50 号）第 13 条第 2 項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

## 5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり係（電話 0857-26-7363）